

自由・幸福・暴力——新自由主義について考える

土 居 充 夫

はじめに

筆者は、『「第3の道」序説』（晃洋書房 2010年）において、デヴィッド・ハーヴェイの新自由主義論に沿って、新自由主義＋新保守主義を批判した。ハーヴェイはまず新自由主義を次のように定義した¹⁾。

“Neoliberalism is in the first instance a theory of political economic practices that proposes that human well-being can best be advanced by liberating individual entrepreneurial freedoms and skills within an institutional framework characterized by strong private property rights, free markets, and free trade. The role of the state is to create and preserve an institutional framework appropriate to such practices.” (1:2)

「新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治的経済的実践の理論である。国家の役割は、こうした制度的実践にふさわしい制度的枠組みを創出し、維持することである。」(1:邦訳10頁)

その上でハーヴェイは、新自由主義のもたらす社会的紐帯の切断を修復しようとする新自由主義者の試みを新保守主義と名づけ、その危険性を指摘したのであった。新保守主義は、道徳の重視と秩序の重視から成る。道徳の重視は、教育やマスメディアを通して、現行秩序の尊重されるべきことと国民としての一体性を教え込むことである。秩序の重視は、警察・軍事機能の重視・強化とそのために国内外の脅威を言いつのることを意味する。

筆者がそこで示した新自由主義批判の主旨と対案の方向は、現在でも変わっていない。ただ筆者の主張は大まかすぎて、例えば、講義を聞いた受講生が十分理解できなかったようである。そこで、講義で丁寧な説明ができるように、新自由主義の詳細な検討にとりかかる必要を感じた次第である。それは同時に筆者自身の理解を深めることにつながるであろう。

拙論では以下の諸点を検討したい。

1, 自由という言葉と human well-being という言葉はそれぞれどんな意味を内包してい

1) David Harvey, *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press 2005 (邦訳 渡辺治監訳『新自由主義』作品社 2007年)

るか。そして両者の関係はどういうものか。筆者は自由も human well-being も大切にしている。ハーヴェイの定義に従えば、新自由主義者も自由と human well-being を大切にしているように見える。そして筆者は新自由主義を批判し続けている。これはどう理解したらいいのだろうか。筆者が矛盾しているのだろうか？それとも、何かミッシング・リンクがあって、それを見つければ——あるいは何か補助線を引けば——矛盾なく説明できるのだろうか？

2、新自由主義において暴力はどういう位置にあるのか。ハーヴェイによれば、新自由主義化によって、世界の成長率は鈍化し、生活水準は低下し、富と収入の下層から上層への再分配が進み（＝格差が拡大し）、環境が悪化したのであるから、世界の多くの人々に不平・不満が鬱積していることであろう。新自由主義者にとっては、こうした不平・不満を抑え込んだり矛先をそらしたりする必要があるので、新保守主義は暴力的性格を強めざるをえない。では暴力と human well-being はどういう関係にあるのか。順序が前後してしまったが、そもそも暴力とは何か。これについてある程度明確な理解がなければ、議論は混乱するだけであろう。

1、自由とは何か——政治哲学における扱い

(1) バーリンの「二つの自由概念」

アダム・スウィフトによる学生・政治家向け入門書 “*Political Philosophy*” は、自由を扱う第2部を、アイザiah・バーリンの有名な「二つの自由概念」の紹介から始めている²⁾。バーリンの「二つの自由概念」とはどういうものか。私なりにまとめておこう³⁾。

この論文は1958年10月、かれがオックスフォード大学に就任したさいの講演がもとになっている。バーリンによれば、自由は、消極的自由 negative liberty と積極的自由 positive liberty に分けられる。消極的自由は、「移動はするけれどもつねに認識はできる境界線をこえて干渉を受けない」ことを意味する。その境界線の内部では、個人や集団は、「いかなる他人からの干渉も受けずに、自分のしたいことをし、自分のありたいものであることを放任されている、あるいは放任されているべき」である。したがって、消極的自由は、「～からの自由」(freedom from～)である。積極的自由については次のように説明される。人には自己支配 selfmastery の欲求がある。つまり非合理的な衝動や欲望、低次の本性、直接的な快楽の追求などを真の自我が支配する、これができたとき、人は自由を感じる。積極的自由は従って、「～への自由」(freedom to～)である。ここまでなら特に問題はないのだが、真の自我は個人的な自我を超えて、もっと大きな全体に適用される。そして「真の自我を知っている」と自称する者あるいは政府・国家が、他の者あるいは国民にそ

2) Adam Swift, *Political Philosophy*, 3rd ed. Polity Press 2014 (2006年に出版された第2版の邦訳がある。有賀誠、武藤功訳『政治哲学への招待』風行社 2011年) なお、邦訳を利用した場合と利用しなかった場合があるが、いちいち明示していない。ご容赦願いたい。

3) アイザiah・バーリン (生松敬三訳)「二つの自由概念」(『自由論』みすず書房 2000年所収。orig. 1969)

れを強制する恐れがある。近代がはらむこの可能性——すでにフランス革命において現実化した——を、冷戦下においてバーリンは強く警戒したのである⁴⁾。

バーリンは自由概念を2つに分け、積極的自由に危惧の念を抱き、消極的自由を良しとしたのだが、かれがここで話を終えていないことを忘れてはならない。すなわち現実世界には、消極的自由以外にも、平等、正義、幸福、安全、社会秩序など多くの価値がある。それらがすべて満たされる保証はないので、諸価値のバランスを取ることが大切なのである。例えばかれは、強者の自由は制限されねばならないという。それは「正義の原則に対する配慮、あるいはあまりに不公平な処遇に対する羞恥の念が、人間にあっては自由への欲求と同様に基礎的なものであるから」である。

(2) スウィフトの自由論

① 3つの2項対立

さてスウィフトは、どんな自由も消極的自由と積極的自由のどちらも含んでいるとして、バーリンの二つの自由概念を超克しようとする。例えば、宗教的自由は普通、消極的自由の例とされるが、自分が選んだ宗教を実践する自由＝積極的自由が尊重されてこそ、消極的自由としての宗教的自由が意味を持つのである。スウィフトは、ジェラルド・マッカラム Gerald MacCallum の定式を借りて、自由は3つの要素から成っていると言う。すなわち “x is (is not) free from y to do (not do, become, not become) z.” 「xはzをなす（をなさない、になる、にならない）ために、yから自由である（でない）」⁵⁾。したがって、自由という概念 concept は一つだが、3要素（x＝主体、y＝目的、z＝制約・干渉・障害）のあり方によって複数の構想 conceptions が存在する。スウィフトは、以下の3つの2項対立を提示している。

i, 実質的自由 effective freedom 対 形式的自由 formal freedom

実質的自由とは、あるやり方で行為する能力・力を持っていることを意味する。形式的自由は単に干渉が欠如していることを意味する。したがって、形式的には自由であるが、それを行使する能力（経済的、知的、身体的など）が不十分なために、自由を行使できない状況が存在する。一般に右派はこうした状況を甘受すべきだと考える。すなわち形式的自由があれば十分と考える。他方で左派は、人が自由を行使できる能力を身につけるのを、所得の再配分や教育の提供などによって国家がサポートすべきだと考える。

ii, 自律としての自由 freedom as autonomy 対 したいことをすることとしての自由 freedom as doing what one wants

カントによれば、人間は2つの異なる自我 self に分裂している。より高い自我 higher self がより低い自我 lower self を統制しているとき、自律が達成される。そのとき人は自由である。より高い自我をどのように理解するかによって、自律としての自由はいくつかのサブタイプに分けることができる。カントにおいては、自由は道徳的に行為することの

4) liberty と freedom は区別せず使用されている。

うちにある。ロマン派にとっては、自由は自我の真の表現のうちにある。さらにある宗教家にとっては、自由は真の信仰に従った生活のうちにある。したいことをすることとしての自由については、ホッブズが『リヴァイアサン』において次のように記している。“A free man is he that …… is not hindered to do what he hath the will to do”（自由な人間とは、彼がしたいと欲していることをすることを妨げられない人である）。

人が低次の欲求を持っている場合、自律としての自由と明白に対立する。そして自律としての自由こそがあるべき姿のように思える。しかしながら、民族 nation, 階級 class, 人種 raceなどを理由に集団的な高次の自我 collective higher selfを想定し、それを人に強制するとき、危険が生じる。その点をつとにバーリンが指摘していたのである。

iii, 政治参加としての自由 freedom as political participation 対 政治が終わるところで自由が始まるとする論 freedom beginning where politics ends

政治参加としての自由は、共和主義者の立場である。そしていくつかのサブタイプに分けることができる。アリストテレスにおいては、自己実現としての自由 freedom as self-realization。すなわち、人間は政治に参加することによって自己の本質を実現する。ルソーにおいては、非支配としての自由 freedom as non-domination。すなわち、他者ではなく自分たちがかかわって決めた法律に従うことが自由である。さらに、消極的自由を守る最も効果的な手段が政治参加であると考ええる立場がある⁵⁾。

②自由、私有財産、市場、再分配（的課税）の関係——5つの立場

自由を重視する点で共通していても、リベラル左派と新自由主義者は、自由の構想および再分配に対する考え方が異なっている。スウィフトは以下の5つの立場にまとめ、紹介している。

i, 正当化された再分配的課税は、被課税者の自由を侵害しない。なぜならかれらの財産権の主張はそもそも成立しえないものだから。

これは、ドゥウォーキンらによるノージック批判の論理と理解できる。ノージックは、自分の身体とそれに付随する諸能力は自分のものである（＝自己所有）と、誰のものでもない土地は早い者勝ちでその人のものになる（＝無主物先占権と言えようか）、という2つの前提から出発する。そして自分の能力や労力を使って生産したものや、合意された条件で交換に手に入れたものに対して正当な私的所有権をもつとする。その上で、自己の所有物を自分の好きなように使うことがまさに自由であり、正義にかなっている、再分配のために国家が強制的に財産の一部を取り上げることは正義に悖るというのである⁶⁾。それに対し、ドゥウォーキンらは、ノージックの前提そのものが妥当でないと批判している。

ii, たとえ正当化された再分配が被課税者の自由を制限するとしても、そして受益者の自

5) これは、D. ヘルドの「防御型共和主義」, 「防御型民主政」に当たると言えよう。David Held, *Models of Democracy*, 3rd ed. Polity Press 2006 を参照のこと。（1996年に出版された第2版の邦訳がある。中谷義和訳『民主政の諸類型』御茶ノ水書房 1998年）

6) ロバート・ノージック著、嶋津格訳『アナキー・国家・ユートピア』（木鐸社 2006年）orig. 1974

由を増大するか否かに関わらず、それは他の方法で、受益者をより良い状態に置くので、自由とは異なる根拠——平等、正義、社会秩序、功利など——によって正当化されうる。右派がしぶしぶ再分配を承認する場合、この論理に従っている。

iii, 再分配は被課税者の実質的自由を減らす。しかし全体としてみると、実質的自由を増やすのを助けるので、正当化される。

iv, 私的所有権と市場関係は、人々にかれらの真の利益を誤解させるので、かれらを他律的、不自由にする。

これはマルクス主義者に代表される立場である。すなわち、真の自由は真の自己実現に存する。真の自己実現は、他者との協同的・共同的活動、使用のための生産、ニーズに応じた分配に存する。そして私的所有権と市場関係は、真の自由＝真の自己実現を妨げるといっているのである。

v, 自由＝自律＝合理性＝道徳性＝正義＝再分配

これは、恵まれない条件下にある人々を再分配によって援助することが正義にかなっており、道徳的である、とする立場である。その旨を理性的に認識できる人は、より高い自我に従っている。それゆえ自律としての自由という意味で自由である。

③自律としての自由と全体主義

自由に関する章をバーリンの紹介から始めたスウィフトは、バーリンの「積極的自由＝全体主義」論を批判的に論じる形で、この章を締めくくっている。

スウィフトは、以下のことを理解すれば、自律としての自由は必ずしも全体主義を導かないという。

i, 人々の自律を促進することは、人々に単に情報を提供し、自分自身で考えるのを手助けすることのみを含みうる。教育はまさにこのようなものでありうるだろう。

ii, 自由に対する内的障害が存在しうると認識することは、行為者本人以外の人が内的障害がいつ存在するか最善の判断者であるということとは違う。どの欲望がより高次であり、どの欲望がより低次であるかの最善の判断者は自分自身である。ふり返ってみて、判断が間違っていたことはあり得るが、だからといって他者——国家など——の方がより良い判断者であると信じる必要はない。

iii, 自由に対する内的障害が存在しうると認識することは、自由を合理性と同一視することではない。人は、自分の様々な欲望を考察して、より重要な欲望とそうでない欲望とを見分けることができる。その最善の判断者は自分自身である。

iv, 自由と合理性を同一視することは、同じものがどの人にとっても合理的であると主張することではない。多元的国家において、個人は何が自分にとって合理的か自分自身で決定する。

v, 自由を合理性と同一視することは、各人それぞれに合理的な唯一つのものがあると主張することではない。同一人にとって様々な生き方が同等に合理的でありうる。その中から本人が選択するのである。

vi, ある人にとって何が合理的かを同定することは、当人の非合理的な行為に介入するこ

とを必ずしも正当化しない。なぜなら、自分自身で選ぶことが、当人にとってその生き方が価値をもつのに必要だからである。非合理的だからといって強制的に介入するのはその点を理解していない。それは当人に対する尊敬が欠如している証しである。

vii, 自由の制限を含み、自由を根拠に正当化されえないが、人々を合理的に行為させることを目ざした介入が正当化されうる場合がある。例えば、シートベルト着用の法定化は、生命という価値を保護するために自由という価値を制限している。自由は多数ある価値の中の一つの価値にすぎないのである⁷⁾。

2, human well-being=幸福とは何か

human well-being あるいは単に well-being は日本語に訳しにくい言葉である。ハーヴェイの『新自由主義』においては、「富と福利」と訳されているが、福利が何を意味するかイメージしにくい面がある上、富が well-being の本質的構成要素かどうか意見が分かれそうである。悩んでいたところ、たまたま手にしたブルーノ・S・フライの『幸福度をはかる経済学』⁸⁾において、訳者が「本書では、well-being, happiness, welfare など、複数の用語が使われているが、基本的には訳し分けることはせずに、『幸福』と訳出した……」と記しているのを発見した(8:287)。その後、いくつか英文の論文を読むと、これらの英単語が明確にあるいは暗黙裡に同義語として使われていた。そこで日常的な日本語として使われる「幸福」を human well-being の訳として使うことにしたい。

(1)「幸福度に関する研究会」報告——幸福度指数試案

「幸福度に関する研究会」は、民主党政権時代に、山内直人阪大教授を座長に計8人の著名な研究者を構成員として内閣府に設置された。研究会は2010年12月に初会合をもち、2011年12月に報告書を提出した⁹⁾。研究の背後に、GDP と幸福度はリンクしていないのではないかと疑う「幸福のパラドックス」があることから、民主党政権下ならではの研究会であった。民主党政権が、小泉政権の新自由主義の下で広がった格差社会を批判して誕生し、民主党政権にとって代わった第2次安倍政権がGDPの増加など従来型の政策に戻ったことを考えると、民主党の良質の部分、およびそれに期待をかけた多くの有権者の思いを代弁している研究会と言えるかもしれない。

詳細は報告書を見ていただくとして、ここでは研究会の考え方と試案の特徴を列举しておこう。(別掲の幸福度指数試案を参照のこと。)

多くの人が幸せを感じることができる社会がいい社会であり、それを目ざすべきである。幸福は、主観が入るきわめて多義的な価値であり、これが幸福だと同定するのは困難で

7) この最後の点はまさにパーリンが講演の末尾で強調していた点である。この指摘においてスウィフトは、円環が閉じるという美しい体裁の章に仕上げた。もちろん自由以外に重要な諸価値が存在するという指摘それ自体が、社会のあるべき構成原理を考察する際重要なのである。

8) ブルーノ・S・フライ著、白石小百合訳『幸福度をはかる経済学』(NTT出版 2012年) orig. 2008

9) 報告書の全体が、内閣府ホームページからダウンロードできる。

ある。そこで、これまで主観的幸福度の調査を継続的に行っている内閣府「国民生活選好度調査」や内外の調査研究を参考にして、幸福度指数試案を作った。この試案を出発点に、国民的な議論がなされることが望ましい。

幸福度指数は、主観的幸福度、3つの主軸、別立ての持続可能性から成っている。さらに、これまでの調査から、年齢層によって幸福を構成する項目に違いがあることがわかっているのので、ライフステージを勘案した。

主観的幸福度は、質問への回答結果から判定される。幸福度を多角的に捉えるために3つの次元での調査が必要である。すなわち、理想と現実の乖離（理想としている状況よりも高い水準にいるのか）、方向感（今後、幸福感は上がって行くと期待できるのか）、他者との比較（人並み感）である。

3つの主軸の一つ目は、経済社会状況である。経済社会状況は5つの小項目に分けられる。ある程度以上の所得がないと基本的なニーズを満たせない（基本的ニーズ）。住環境が劣悪で（住環境）、親は子育てに悩み、子どもは学校でいじめにあっており（子育て・教育）、仕事は非正規労働であったり、正社員であっても仕事内容がやりがいなかったり、長時間の労働にあえいでおり（仕事）、年金や健康保険への信頼が欠けていれば（制度）、幸福度は低くなるであろう。ちなみに、筆者の特に関心を引かれた項目を挙げると、相対的貧困率、物質的剥奪率（＝絶対指標の一つ）、子どもの貧困率、高齢者当たり自虐高齢者数（セルフ・ネグレクト）、高齢者当たり孤独死数、ホームレス数、身近な環境（買い物難民など）、高校中退率、いじめの認知件数、子育て満足度、幼稚園・保育園に入りたいのに入れない（待機児童数）、望まない非正規雇用率、ニート数、若年失業率、仕事満足度、過労死への不安感、ハラスメントを受けた（受けている）者の比率、制度への信頼（社会保険制度への信頼など）、年金・健康保険未加入となる¹⁰⁾。

主軸の二つ目は心身の健康である。心身の健康度が幸福度に影響を与えるであろうことは理解しやすい。筆者の特に関心を引かれた項目を挙げると、疾患率（喘息、アトピー性皮膚炎など）、日常生活動作（ADL）、自殺志望者数、ストレス、希死念慮、子ども当たり児童虐待相談対応件数、発達障害、年齢別認知症発症率、医療サービス満足度、看病・精神疾患・障害・介護を抱える家庭の疲労度、看病・精神疾患・障害・介護を抱える家庭の外部サポート体制の満足度、ドメスティックバイオレンス認知件数となる。

主軸の三つ目は関係性である。関係性は4つの小項目に分けられる。自由に使える時間が少なく（ライフスタイル）、家族との関係が疎遠で（個人・家族のつながり）、地域の人たちとの接触がなく（地域・社会とのつながり）、自然と切り離されておれば（自然とのつながり）、幸福度は低くなるであろう。筆者の特に関心を引かれた項目を挙げると、自由時間、時間配分満足度、家族・親族・友人との接触密度、孤立感、独居でかつ親族が近隣にいない世帯数、自己有用感、他者への信頼、ネットコミュニティの形成度、NPO・

10) 項目を例示する際、それが一つの項目であることを明確にするため、項目中の読点「,」を中黒「・」に変更した。

NGO・スポーツ・趣味団体など活動への参加頻度となる。

最後は持続可能性である。現在の世代の幸福感に影響を与えているかどうか不明確なために別立てにされたが、将来世代に対するその重要性は少し考えれば容易に理解できるはずである。さらに地球温暖化に端的に表れている、自然現象の破壊的効果を想起すれば、生態系の保持が現在世代の幸福度に無関係であるとはとても言えないであろう。

(2) 幸福と格差の関係

リチャード・ウィルキンソンらは、入手可能な統計を用いて国際比較（加えて場合によってはアメリカ合衆国内の州際比較）を行い、格差の大きい社会の特徴を描き出した¹¹⁾。以下に挙げる例は、先の幸福度指標試案の項目と正確に対応するわけではないが、3つの主軸のどれかあるいは複数の主軸に含まれることは見やすい。持続可能性に含まれそうな例もある。一言で言えば、ウィルキンソンらは、格差の大きい社会ほど幸福度は下がることを実証したのである。

- ・「たいていの人々は信用できる」と答えた人の割合は、より平等な社会ほど高い。
- ・格差の大きい社会ほど、より多くの人々が精神疾患を患っている。
- ・違法ドラッグの使用は、格差が大きい社会のほうがより一般的である。
- ・女性の地位は、格差が激しい州・国ほど低い。
- ・富裕国の平均余命は格差の程度に関わっている。
- ・富裕国の乳幼児死亡率は格差の程度に関わっている。
- ・格差の大きい国ほど成人（子ども）の肥満率（太りすぎの率）が高い。
- ・格差の大きい社会ほど、15歳の計算力と読解力が低い。
- ・格差の大きい州ほど、より多くの学生が高校を中退している。
- ・10代の出産率は格差の大きい社会ほど高い。
- ・殺人は格差の大きい国・州ほどより一般的である。
- ・格差の大きい国の子どもほど、衝突を抱えやすい。
- ・格差の大きい社会ほど、素手の喧嘩に自信があると答える人が多くなる。
- ・格差の大きい国・州ほど収監者が多い。
- ・社会移動は、格差が大きい社会ほど少ない。
- ・格差が大きい社会ほど、労働時間は長い。
- ・平等な社会ほど、ごみのリサイクル率が高い。

(3) 幸福と暴力の関係

Mark Vorobej は、先行する暴力研究を2つのタイプにまとめた上で、自らは両方の要素を備えたハイブリッド型の暴力論を提示している¹²⁾。

11) リチャード・ウィルキンソン、ケイト・ピケット著、酒井泰介訳『平等社会』（東洋経済新報社 2010年）orig. 2009

12) Mark Vorobej, *The Concept of Violence*, Routledge 2016

第1のタイプは、暴力という言葉の日常的用法に近いものである。OEDによれば、暴力は次のように定義される。

Violence is the exercise of physical force so as to inflict injury on or damage to persons or property. (暴力は、人やモノに危害あるいは損害を加えようとしてなされる物理的力の行使である。) この辞書的定義は、一見簡潔で明確に見えるが、それは幻想でしかない。例えば、暴力は、実際に危害が発生したときに生じるのか、それとも危害を加える意図さえあれば暴力と言えるのだろうか。言葉による暴力は暴力なのか。精神的なダメージを与えようとする行為は暴力に含まれるのだろうか。辞書的定義はまた、決して中立ではなく、政治的に使われうる。例えば、意図の存在を暴力の構成要素として強調した場合、テロリストを狙った爆撃の巻き添えを食らって一般市民が亡くなったとしても (collateral damage), その市民は暴力の被害者ではないことになる。また加害者の存在を暴力の構成要素として強調すると、加害者が居るのかどうかははっきりしない場合、あるいは加害者を特定できない場合、暴力は存在しないことになる。

そこで、Vorobejは第2のタイプとして、ノルウェー出身の指導的な平和学者ヨハン・ガルトウングの構造的暴力の検討に移る。ガルトウングは、まず次のように暴力を定義する。

“Violence is present when human beings are being influenced so that their actual somatic and mental realizations are below their potential realizations. …… Violence is here defined as the cause of the difference between the potential and the actual, between what could have been and what is.” (12: p 63f.)

(「ある人にたいして影響力が行使された結果、彼が現実的に肉体的、精神的に実現しえたものが、彼のもつ潜在的実現可能性を下回った場合、そこには暴力が存在する。……暴力はここでは、潜在的なものと現実的なもの、達成しえたものと現実との間の相違の原因として定義される。」)

簡単に言えば、達成しえたであろうものより現実が下回っている場合、そこには暴力が存在する。そこで、Vorobejは次のように言い換えている。

“Violence occurs when someone is worse off overall than she otherwise could have been.” (12: 64)

ガルトウングはその上で、暴力を個人的暴力 personal violence と構造的暴力 structural violence に分ける。個人的暴力は暴力を行使する主体が存在する場合、構造的暴力は、そのような行為主体が存在しない場合に、それぞれ存在するという。しかしながらこの区分はそれほど明確なものではない。個人的暴力における行為者は個人だけではない。政府、金融制度、企業、NGOsなども行為者なのである。さらに戦争や暴徒化した群衆の暴力も個人的暴力に含まれる。そうすると、そうした行為者がいない暴力＝構造的暴力は何を意味するのだろうか。

このように先行研究を批判的に検討した上で、Vorobejは自らの暴力論を提示する。Vorobejの暴力論は道徳的視角からなされている点に特徴・特長がある。Vorobejによれ

ば、人間の well-being/welfare (=幸福) を妨げる自然的・社会的諸力が存在し、人間はつねにそれらに脅かされている。道徳はそれらから人間の幸福を保護することをねらいとしている。そして「暴力は、人間の脆弱さという存在論的事実への道徳的に欠陥のある反応として見られる」(12: 172)。

Vorobej の暴力論は、形式的には3つの暴力から成るハイブリッド型である。一つ目の暴力は、物理的/肉体的暴力 physical violence であり、次のように定義されている。

“An act of physical violence is a morally forbidden infliction of physical harm that involves the exercise of physical force.” (12: 174)

すなわち、道徳的に禁じられている肉体的危害を加えること、物理的力の行使を含むこと、この2つの要素が満たされたとき、物理的/肉体的暴力が発生するのである。

二つ目の暴力は、精神的暴力 psychological violence であり、次のように定義されている。

“An act of psychological violence is a morally forbidden infliction of psychological harm.” (12: 179)

すなわち、道徳的に禁じられている精神的危害を加えるとき、そこに精神的暴力が発生するのである。

三つ目の暴力は、文化的暴力 cultural violence であり、次のように定義されている。

“Cultural violence exists when we allow a sentient creature to endure a morally intolerable life of extreme misery.” (12: 182)

すなわち、感覚を持った生物(たる人間)が、道徳的に認められないほどの極端に惨めな生活を強いられているのに、われわれがそれをそのままにしている場合、文化的暴力が存在するのである。文化的暴力はすべての重大な諸問題を含むわけではない。しかし文化的暴力の概念によって、われわれの文化において無視されがちな問題の道徳的な議論を促進することができる。それは、ある人たちの惨めな状態に対しわれわれが共犯者であること、したがってかれらを救済する道徳的責任があることを示唆する。その点で、文化的暴力は、ガルトウングの構造的暴力よりも優れている。なぜなら構造的暴力は、何か遠くにある力が働いていると示唆することによって、われわれの責任を意識させないからである。さらに、文化的暴力は、より明確で、より狭く、より操作しやすい概念なので、効果的な政治的行動を促進しやすいこと、および、何らかの意味で侵害された violated という観念と暴力 violence を結びつける伝統によく合っている、という長所がある。

3. 新自由主義と自由・幸福・暴力——若干の考察

(1) 「ショック・ドクトリン」

ナオミ・クラインは、ミルトン・フリードマンら「シカゴ学派」の考え方が、必然的に「ショック・ドクトリン」を採用し、従って資本主義が「惨事便乗型資本主義」disaster capitalism になることを、世界各地の豊富な実例でもって描き出した¹³⁾。フリードマンは

13) ナオミ・クライン著、幾島幸子・村上由見子訳『ショック・ドクトリン』(上・下)(岩波書店)

つとに『資本主義と自由』（1962年）において、規制緩和・民営化・社会支出削減の3本柱を提示した新自由主義の代表的論者であるが¹⁴⁾、かれらの考え方の特徴は、極端なまでの純粋性にあるとクラインは言う。かれらは自説の正しさを信じて疑わない。その上、理想社会を構築するための白紙状態を希求する。「ショック・ドクトリン」は、「衝撃的な出来事を巧妙に利用する政策」を意味しているが（13：6）、「ショック・ドクトリン信奉者たちは、社会が破壊されるほどの大惨事——洪水、戦争、テロリストの攻撃など——が発生したときにのみ、真っ白で巨大なキャンバスが手に入ると信じている」。この政策の下では、資本主義は「惨事便乗型資本主義」になる。すなわち、「壊滅的な出来事が発生した直後、災害処理をまたとない市場チャンスと捉え、公共領域にいっせいに群がる……襲撃的行為」が多発するのである（13：5f）。

しかしながら、現実社会は真っ白なキャンバスでも、更地でもない。さまざまな考えと利害をもつ生身の人間が暮らしているのである。したがって、「ショック・ドクトリン」が成功するためには、一方で、大惨事のせいで新自由主義的政策を吟味することなく受け入れてしまう、あるいは放置してしまう精神的マヒ状態、他方で、抵抗する人たちを潰す暴力が必要とされる。（クラインは、「ショック・ドクトリン」の3点セットとして、経済改革に加え、軍事クーデターと暴力的弾圧を挙げている。）ところで先進国では、新自由主義的政策への抵抗が強いが、自由民主主義制度の下、軍事クーデターはもちろん暴力的弾圧も容易ではない。それゆえ、「ショック・ドクトリン」がまずは先進国以外で成功したということは理解しやすい。その最初の例となったピノチェットのクーデター後のチリ（1973年）を始めとするラテン・アメリカ諸国、ポーランド、ロシアなど冷戦崩壊後の旧ソ連・東欧諸国、アパルトヘイトから脱却した新生南アフリカ共和国、「アジアの虎」と呼ばれ急激な経済成長を見せていたアジア諸国、それにイラクなど中東諸国。クラインが著書の大部分をこうした地域の事例に充てているのは自然に思える。

しかしながら、「ショック・ドクトリン」は、先進国でも見られるようになっている。（もちろん暴力性の程度は違うのだが。）

クラインによれば、アメリカ合衆国内において、2つの顕著な事例が生じている。米国内では、レーガン政権以来民営化が進められてきたが、2001年の9.11テロをきっかけに、民営化による安全保障機能の弱体化が批判されるようになった。当時のブッシュ・ジュニア政権は、米国民の恐怖と批判をうまく利用した。すなわち、安全保障に関する政府権力を強化するとともに、安全保障に関する事業を外部委託＝民間委託したのである。もう一つの例は2005年のハリケーン・カトリーナである。この大惨事のさい、ブッシュ・ジュニア政権は、被災者の救援・復興（食料、医療、住宅、職、教育）に力を尽くす代わりに、新自由主義的政策を実行した。公立学校が閉鎖され、チャータースクールが激増したことはよく知られているが、それ以外に、米軍基地修復、FEMA 職員の護衛、大型架橋プロジェ

2011年）orig. 2007

14) ミルトン・フリードマン著、村井章子訳『資本主義と自由』（日経 BP 社 2008年）原著は1962年出版。この翻訳は原著2002年版の翻訳である。

クト、被災者用トレーラーハウス、遺体収容などの仕事を民間企業に委託したのである。

(2) ミルトン・フリードマンの思想

よく知られている、一般読者向けの2冊の著書『資本主義と自由』および『選択の自由』¹⁵⁾に、フリードマンの思想が散見される。スウィフトを参考に、フリードマンの思想のエッセンスを簡単に挙げてみよう。

①フリードマンの自由論

i, 自律としての自由か、したいことをする自由かは、あまり明確ではないが、自律としての自由の立場にあるように思える。フリードマンによれば、「自由主義哲学の核心は、個人の尊厳に対する信念、各人が自分で定めた基準に従って自分の能力と機会を最大限に生かす自由に対する信念である」。ただし、その自由は「ただ一つ、他の個人が同じことをする自由を妨げないという条件のもとに置かれている」。これだけでは、したいことをする自由を強調しているようにもとれる。しかしながら、「人類が持っている最も強力で創造的な力の一つ、すなわち何百万何千万の人々が自己の利益を追求する力、自己の価値観にしたがって生きようとする力」、「[利益という言葉] これは何も狭量な私利を意味するのではない。その人にとっての善の価値、財産や命を投げ出しても守りたい価値すべてをこの言葉は意味している」(14: 363)という文章に接すると、各人は諸価値に順位付けをして、上位の価値に従って人生を築く、すなわち自律としての自由をフリードマンは提示していると思えるのである。

ii, 実質的自由ではなく形式的自由に重きを置いている。フリードマンは、自由市場社会における所得の分配を正当化する倫理的原理を、「彼と彼が所有している手段が生産するものに依拠して」としている。そのさい、天分や家庭環境の違いが影響を与えるが、それは運であって、問うべきではないとする。この考え方は、平等論においては、明らかに結果の平等論と対立する。では機会の平等をフリードマンは良しとしているのであろうか。スウィフトは、機会の平等論を3つに分けている。ある人の人種やジェンダーや宗教が、その人の就職や入学のチャンスに影響を与えることが許されてはならないとする「最小限の」構想 *minimal conception*、最小限に加えて「有為な諸能力を獲得する平等なチャンスをすべての人が持つことが大事だ」とする「慣習的な」構想 *conventional conception*、天分も含め当人に責任のないことによって影響されることを極小化すべきだとする「急進的な」構想 *radical conception* の3つである。急進的な構想は結果の平等に限りなく近づくので論外として、フリードマンの考え方は、慣習的な構想でもなさそうである。なぜなら、例えばある人が貧困のために能力を獲得する機会に恵まれなかったとしても、それは運の問題であって、国家が介入すべきことではないとされるからである。結局、フリードマンの考え方に最も近いのは、最小限の構想になりそうである。「その人の能力にふさわしい地

15) ミルトン・フリードマン、ローズ・フリードマン著、西山千明訳『選択の自由』(上・下)(講談社文庫 1983年) orig. 1979

位を達成するのを妨げるような、また人がそれぞれなりにもっている価値観によって達成したいと追求する人生を妨げるような、どんな恣意的な障害も許されるべきではない」(15：上276)とフリードマンが言うとき、人種/民族、性といった属性や、最も奥深いところで価値を規定する宗教が障害となることに、かれは反対するに違いないからである。

iii, スウィフトの第3の二項対立については、政治的自由の意義を無視しているわけではないが、基本的に、政治が終わるところで自由が始まると考えている。そのことは、「自由人にとって国は個人の集合体に過ぎ」ないとか、「自由人にとって政府とは一つの道具や手段にほかならず、何か施しをしてくれるやさしい応援者でもなければ、敬い仕えねばならない主人でもない」(14：24)という文章によく見て取れる。またフリードマンは、『資本主義と自由』の2002年版まえがきにおいて、一方で「経済的自由は政治的自由と市民の自由を実現する必要条件」と言い、他方で「政治的自由は、状況によっては経済や市民の自由を促すが、状況によっては拒むこともある」、「本書では、政治的自由が果たす役割の扱いが不十分だったように思う」(14：9)と言っている。これらの文章には、政治的自由の価値を認めつつも、政治的自由＝民主主義の国家では、国民の福祉のために企業活動の自由が多少とも制限されがちであることに対するフリードマンのいら立ちが現れていると解釈できよう。

②経済的自由

フリードマンが最も重視している経済的自由は、3つの部分から成っている。自分の所得をどう使うか選択する自由、自分の価値観に従って自分が所有するリソースを使う自由、財産を私有する自由の3つである(15：ch 2)。その根底には、既述のノージック流の私的所有権観がある。そこからフリードマンは、貧困者を助けるための国家による再分配政策を正義に悖るとして批判する一方で、自分の所有する金を恵まれない人のために寄付することは良しとするのである。社会保険への強制的加入にも、経済的自由を制限するとして批判的である。さらに企業の社会的責任について、「市場経済において企業が負うべき社会的責任は、公正かつ自由でオープンな競争を行うというルールを守り、資源を有効活用して利潤追求のための事業活動に専念することだ」(14：248f.)、「企業経営者の使命は株主利益の最大化であり、それ以外の社会的使命を引き受ける傾向が強まることほど、自由社会にとって危険なことはない」(14：249)と言っている。フリードマンの経済的自由論から、格差社会を是正すべきだとする発想が出てくることは期待できそうにない。

③幸福と暴力

この2冊の著書においては、幸福や暴力は特に論じられていないので、一言二言コメントするにとどめざるを得ない。暴力については、ピノチェトの経済顧問を務めていたフリードマンが、ピノチェト政権下の暴力を公然と支持したわけではない。しかしながら、「ショック・ドクトリン」の遂行は必然的に物理的・精神的暴力を伴うから、フリードマンは、物理的・精神的暴力に暗黙の合意を与えていたと見なされるべきだろう。さらにガルトゥングの構造的暴力であれ、Vorobejの文化的暴力であれ、フリードマンはそれらに加担していたと見なされるだろう。幸福については、自律としての自由、自分の選択による人生を

幸福と考えていると見なして大過ないだろう。それ以上のことはあまり言えない。既述の幸福度指数試案に照らすと、フリードマンは「負の所得税」を貧困者対策として提案している点で、経済社会状況に少し触れているが、心身の健康、関係性、持続可能性については触れていないのである。フリードマンには、社会が全体としてどうなるかという視点からの考察が不足している。かれは「私たちの責任は……自分の利益を追求する個人が『見えざる手』に導かれて、自分では考えてもいなかった目的へと向う』ような法的枠組みを整えることである」(14:249)と言っているが、企業の自由な活動によってこそ公益が達成されると説得力を持って説明できていない。結局のところ、フリードマンは「見えざる手」によって、個人の自由な利益の追求が社会全体を利するという楽観的な予定調和説に立っていると言えよう。

(3) 結びに代えて

以上、拙論の冒頭で自らに課した問いに答えるべく論を進めてきた。その結果、筆者が新自由主義を批判する根拠は、次の2点にまとめることができるように思う。

①新自由主義は、自由と幸福を妨げる。

幸福度指数試案とスウィフトの3つの2項対立を参照すると、幸福と自由は以下のように関連していることがわかる。経済社会状況(基本的ニーズ、制度など)は実質的自由と関連している。心身の健康は、あまりはっきりしないが、実質的自由と関連していると言えよう。関係性(ライフスタイルなど)は自律としての自由に関連している。幸福度指数試案には、「投票率」を除いて、政治参加に直接関係する小項目が見当たらない。したがって、基本的に政治が終わるところで自由が始まると見なされているように思える。しかしながら、関係性において、市民社会における人間関係の重要性が強調されているのであるから、政治参加が自由であるとする考え方との距離はそんなに大きくない。

新自由主義の特徴は、形式的自由で十分と考えていることと、経済的自由という特定の分野の自由に焦点を当てていることである。新自由主義者は、経済的自由の行使が妨げられない社会が正義にかなっており、個人の幸福の源泉であると考えている。(ちなみに、その根本にある私的所有権の考え方に異論があることは、スウィフトが紹介している。)

さて、新自由主義が格差の拡大をもたらすことは周知のことである。格差社会に見られる諸現象を考えてみると、相対的貧困率の増加は経済社会状況に、うつ病の増加は心身の健康に、孤立化や信頼感の低下は関係性に、いずれもマイナスに作用する。つまり、新自由主義は幸福を妨げるのである。そして、上記のように幸福は自由と関連しているのであるから、新自由主義は自由をも妨げるのである。

②新自由主義は、物理的/肉体的暴力、精神的暴力のみならず、文化的暴力を助長する。

Vorobejは、道徳的観点から、暴力を幸福を阻害するものとみなした。そして、物理的/肉体的暴力、精神的暴力に加え、構造的暴力をより明確に、より現実的・有効的になるよう修正を加え、文化的暴力の概念を提起した。

ウィルキンソンらが示したように、格差社会では、物理的/肉体的暴力、精神的暴力が

多く見られる。またナオミ・クラインが示したように、新自由主義はとりわけ発展途上国で大規模な軍事力・警察力の行使を伴うが、それらは必然的に物理的/肉体的暴力、精神的暴力をもたらす。新自由主義は、個人の経済的自由に関心があり、社会については「見えざる手」に任せて、ほとんど関心を寄せていない。新自由主義によって格差が広がり、個人化が進むと、みじめな境遇の人たちへの関心は高まらず、救済すべきだという思いにも至らないのである。

拙論では、自由、幸福、暴力をキーワードに論じてきたが、つとにバーリンが主張したように諸価値のバランスが大切だとすると、まだまだ考察は不十分である。スウィフトは著書において、自由以外に、社会正義 social justice, 平等 equality, コミュニティ community, 民主主義 democracy を論じている。さらに、重要だが扱えなかった概念として、権威 authority と義務 obligation を挙げている。これらを視野に入れた考察こそが必要とされる。そしてそれによって、新自由主義の思想的偏狭さがより浮き彫りにされるのであろう。

別紙1 幸福度指標試案

幸福度	主観的幸福度	主観的幸福感, 理想の幸福感, 将来の幸福感, 人並み感, 感情経験, 世帯内幸福度格差				
	指標数	6: 但し主観的幸福感, 理想の幸福感, 将来の幸福感とはそれぞれ一つの質問への回答に基づく指標。人並み感, 感情経験は複数の質				
	大枠	経済社会状況				心身の健康
	ライフステージ \小項目	基本的ニーズ	住環境	子育て・教育	仕事	制度
	個人・世帯・地域	貧困状況（最低所得基準等以下の世帯）（客）	ホームレス数（客）	学歴（客）	望まない非正規雇用率（客）	制度への信頼（政府）
		相対的貧困率（客）	住居費負担感	産婦人科医の地域格差（客）	雇用者低密度世帯（客）	年金, 健康保険未加入（客）
		物質的剥奪率（客）	住宅への満足度		女性管理職がいる企業（客）	治安認知
		相対的貧困ギャップ（客）	劣悪な住居環境（一人当たり面積が一定以上より狭い, 騒音, 日当たりなど）		研究関係従業者数（客）	意見募集制度の認知度（客）
		食の安全	路上のゴミ（不満なし）			投票率（客）
		家賃, 公共料金が経済的理由で支払えなかった世帯（客）	水質, 大気, 放射線量への不安			
		消費者被害	近隣の安全（夜, 一人で歩くことができる）			
		物質的幸福の主観的評価（客）	身近な環境（買い物, 緑地, 医療機関など）（客）			
	子ども・若者	子どもの貧困率（客）	学校等からの帰宅時に保護者が自宅におらず, 子どもだけで過ごす時間がある子どもの数（客）	学校生活満足度	ニート数（客）	乳児死亡率, 幼児死亡率（客）
				高校中退率（客）	若年失業率（客）	疾患率（喘息, アトピー性皮膚炎など）（客）
				生きる力の獲得（客）	起業率（客）	
				いじめの認知件数（客）	起業希望者率（客）	
				子どもの頃の両親とのふれあい（客）		
	成人	自己破産（客）		子育て満足度	仕事満足度（充実感）	
				男性の子育て参加への満足度（女性）	求人倍率（客）	
				幼稚園, 保育園に入りたいのに入れない（客）	過労死への不安感	
				経済的理由により高校/大学に入学/進学できない者（客）	ハラスメントを受けた（受けている）者の比率（客）	
				子育て支援サービス満足度	長期失業者数（客）	
				育児休業取得率（男女別）（客）	就業希望を持ちながら働けない者（特に女性）（客）	
	高齢者	高齢者当たり自虐高齢者数（客）			社会活動参加率（特に80歳未満）（客）	日常生活動作(ADL)（客）
		高齢者当たり孤独死数（客）				寝たきり高齢者（客）
		孤独死への不安を感じる者の比率				
		老後の生活費不安				
	指標数	14	9	13	15	5
	持続可能性	①地球温暖化：温室効果ガスの年間総排出量（家計部門は特記）、②物質循環：資源生産性・循環利用率・廃棄物の排出量と最終処分公共用水域の環境基準達成率・地下水の環境基準達成率・バーチャル・ウォーター総輸入量（率）、⑤化学物質：PRTR対象物質対象種数に対する削減のおそれがある種数の割合・生物多様性指数、⑦環境容量の占有量：エコロジカル・フットプリント、⑧消				

（客）は客観的指標、その他は主観的指標。

問への回答から構成される。						総指標数 6
心身の健康		関係性				
精神的健康	身体・精神共通	ライフスタイル	個人・家族のつながり	地域・社会とのつながり	自然とのつながり	
自殺死亡者数（客）	平均寿命（客）	自由時間（客）	家族・親族、友人との接触密度	自己有用感	自然への畏敬	
ストレス	医療サービス満足度	時間配分満足度	単身世帯数（客）	他者への信頼	地元の自然、文化への理解度	
希死念慮	看病、精神疾患、障害、介護を抱える家庭の疲労度	社会のために役立ちたいとする者	孤立感	困っている人を助けるのは当然と思う者	地域の伝承の認知	
クリニック、カウンセラー受診満足度	看病、精神疾患、障害、介護を抱える家庭のサポート体制の満足度	海外等の文化の受容度・柔軟性（国際性）	困った時に助けてくれる（または本心から相談できる）者の有無（客）	世代を越えた交流（客）	環境問題への理解度	
			家族生活満足度	地域とのかかわり度	災害時避難率（客）	
				ネットコミュニティの形成度（客）		
				現在の居住地に住み続けたいと思う者		
				献血率、募金率（客）		
子ども当たり児童虐待相談対応件数（客）		遊び、就学、塾・習い事の時間配分（客）	孤独を感じる子どもの割合	ひきこもり数（客）		
虐待児童の受入施設数（客）				疎外感（ニート・ひきこもり尺度）		
発達障害（注意欠陥・多動性障害（ADHD）など）（客）				公園等の遊び場（客）		
				近隣の環境（犯罪など）		
うつ	ドメスティックバイオレンス認知件数（客）	有給休暇取得率（客）	両親など近親者が近隣にいない世帯（客）	NPO、NGO、スポーツ・趣味団体など活動への参加頻度（客）		
	妊産婦死亡率（客）					
年齢別認知症発症率（客）	健康自己評価	手段的日常生活動作（IADL）（客）	独居で、かつ親族が近隣にいない世帯数（客）			
9	7	7	8	13	5	総指標数 110

分量（生活系ごみは特記）。③大気環境：大気汚染に係る環境基準達成率・都市域における年間30℃超高温時間数・熱帯夜日数。④水環境：のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量。⑥生物多様性：脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価者行動：フェアトレード商品購入量・エコラベル商品購入量。⑨企業などの情報開示：CSR 報告書を作成している企業数

総指標数 16

総計 132